

『市政への提案はがき』から



昨年12月から今年3月末までに98通の提案や意見が届きました。今回はこの中の提案や意見に対する回答を紹介します。

提案意見

休日でも窓口業務を行ってもらえませんか。

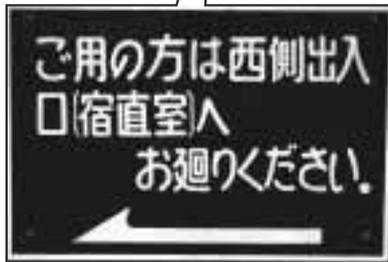
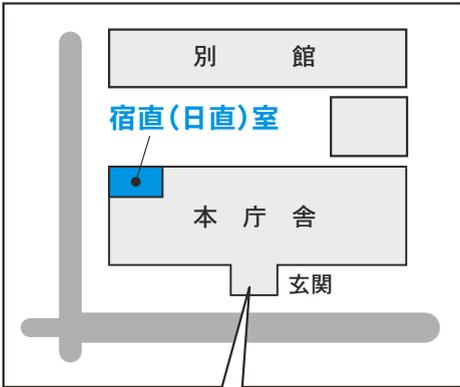
回答

戸籍、住民票等の証明は、現在、執務時間内の取り扱

いとしています。土曜日・日曜日・祝祭日は、即時交付ではありませんが、宿日直で受け付けし、後日、郵便で送付しています。
なお、宿(日)直室の位置は左図のとおりです。

問 市民課戸籍住民係 ②0252

市役所宿直(日直)室のご案内



執務時間外はこの看板を玄関前に設置していますので、宿直室へお回りください。

提案意見

市役所前の駐車場が、もっと利用しやすいようになりませんか。

回答

庁舎すぐ前の駐車場は、議会・外来公用車を優先としていましたが、来庁される市民の皆さんのために利用していただくことに変更しました。

なお、市役所を利用する皆さんの駐車場を確保できるよう、利用案内の看板を掲示し、市役所へご利用のない人の駐車を遠慮いただくようお願いしています。
問 財政課管財係 ②0207

提案意見

災害に備え、設備の整った避難場所の設置を望みます。

回答

合併前の各市町の地域防災計画による避難所の指定は、屋外施設も含めて、合併前の高梁市管内に49箇所、有漢町管内に9箇所、成羽町管内に26箇所、川上町管内に13箇所、備中町管内に13箇所あります。

これらの指定避難所は、学校、市民センター、コミュニティ施設等の公共施設が対象となっており、合併前の各市町で避難設備の整備を進めてきたところです。

現在、市では新「高梁市地域防災計画」を策定中で、この計画の

中で避難所等の位置づけを含め、防災体制全般の見直し作業を進めているところです。また、避難設備等の整備は、この計画に基づき年次的に順次実施していきたいと考えています。

問 総務課行政係 ②0200

提案意見

ごみカレンダーを全市民に配布してください。

回答

ごみ収集(直営・委託)は、高梁地域事務組合(ごみ処理場焼却炉の関係で、収集日が市内の各区域でそれぞれ異なっています)。

高梁・川上地域局内では、ごみカレンダーを作成し配布してきていますが、4月から有漢地域局内でも配布を始めました。成羽・備中地域局内は今後調整していきます。

問 環境衛生課衛生係 ②0259

※現在も、提案はがきが届いていません。今回ご紹介できなかった提案については随時掲載する予定です。皆さんの声を「市政への提案はがき」でお寄せください。

豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指して

～男女共同参画推進条例を施行～

市では、男女共同参画を進めるため「高梁市男女共同参画推進条例」を4月1日に施行しました。
この条例は、女性も男性も社会の対等な構成員として、お互いの個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力のある社会の実現を図るために制定したものです。

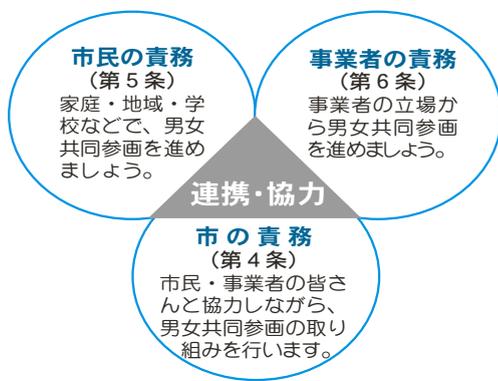
条例には6つの基本理念があります(第3条)

- 6つの基本理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。
- 一人ひとりが互いを大切に、男女の人権が尊重されるようにします。
- 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選択できるようにします。
- 市の政策、民間の団体の方針等の立案決定に、男女が社会の対等な構成員として参画できるようにします。
- 男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と勤労等の社会生活における活動とが両立できるようにします。
- 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等に関してその意思が尊重されるとともに、生涯を通じて心身の健康が配慮されるようにします。
- 国際社会の取り組みと協調し、男女共同参画を進めます。

それぞれの立場で、男女共同参画社会の実現を目指します(第4条―第6条)

男女共同参画を進めるために、市民・事業者の皆さんと高梁市が担っ

ていく役割を定めています。



性別による権利侵害等を禁止します(第7条)

どのような場合であっても、次のような性別による権利侵害や差別的な取り扱いを行ってはけません。
◎性的な言動によって他の人を不快にさせること(セクシュアル・ハラスメント)

基本計画に基づいて推進します(第9条)

男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に進めるための基

男女共同参画審議会委員を募集します

市では、男女共同参画に関する基本計画に広く市民の意見を反映させることを目的として、次のとおり審議会委員を募集します。

《審議会の概要》

- 役割 この審議会は、男女共同参画基本計画を策定するため、男女共同参画を推進するための施策等について審議します。
- 開催回数 年2～3回程度
- 構成 委員15人以内(公募委員含む)
- 任期 委員に選任されてから2年
- その他 会議出席の報酬と旅費を支給

《募集内容》

- 募集人員 2人以内
- 応募資格 次の各事項にすべて該当する人
 - ①市内にお住まいの20歳以上(平成17年4月1日現在)の人で、男女共同参画社会の実現に熱意をお持ちの人
 - ②年数回開催する会議に出席できる人

《応募方法》

指定した申込書に必要事項を記入の上、応募してください。

●提出書類

- (1) 男女共同参画審議会委員応募申込書

※申込書は、企画課、各地域局住民福祉課、各地域市民センターにあります。また、市のホームページからも取り出すことができます。

- 提出期限 平成17年5月13日(金)
- 提出方法 郵送または企画課、各地域局住民福祉課、各地域市民センターへお持ちください。

《委員の決定》

- 決定方法 応募多数の場合は選考により決定します。
- 通知 結果については、5月下旬までに応募者全員にお知らせします。

《応募先》

〒716-8501 (住所不要)
高梁市総務部企画課企画係

☎企画課企画係☎0209

本的な計画の策定について定めています。
権利侵害に関する苦情や相談に応じます(第15条)
市は、第7条において禁止する性別による権利侵害等について苦情や相談を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を取るよう努めます。

被害者の保護に努めます(第16条)

市は、ドメスティック・バイオレンス等による権利侵害があったと認められる場合は、関係機関と連携して被害者の保護等の適切な措置を取ります。